

留管第620号

平成26年7月4日

埼玉県警察本部長

被留置者に対する処遇等の統一基準の制定について（通達）

（概要）

本通達は、被留置者に対する処遇等の適正を図ることを目的として、

- 日課時限
- 金品の取扱い
- 面会
- 信書の作成

等について定めている。